

○ 鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム規則

〔平成 29 年 3 月 31 日〕
規則 第 103 号

最終改正令和 8 年 4 月 8 日

鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるグローバルエンジニアプログラム（以下「本プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第 2 条 本プログラムは、本校の本科及び専攻科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(修業年限)

第 3 条 本プログラムの修業年限は、学科第 1 学年から専攻科 2 年次までの 7 年間とする。他の教育機関からの入学者等（以下「編入学生等」という。）について、この修業年限を適用し、次の各号に掲げる未修業期間を修業したものとみなす。

(1) 鈴鹿工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 21 条の規定により編入学が許可された学生（以下「編入学生」という。）については、学科第 1 学年から編入学する学年までの年限

(2) 学則第 22 条の規定により転入学が許可された学生（以下「転入学生」という。）については、学科第 1 学年から転入学する学年までの年限

(3) 学則第 61 条の規定により入学が許可された外国人留学生（以下「留学生」という。）については、学科第 1 学年から入学する学年までの年限

(4) 本校以外の高等専門学校から本校専攻科 1 年次に入学が許可された学生（以下「専攻科入学生」という。）については、学科第 1 学年から第 5 学年の 5 年間

2 学則第 32 条の規定により、3 ヶ月以上継続して修学することができない学生の修業年限については、学則第 34 条の規定により復学が許可されるまでの当該期間を加算しないものとする。

(修了要件)

第 4 条 本校専攻科の修了時において、次の各号の要件をすべて満たした者について、プログラムの修了を認定する。

(1) 本校専攻科を修了していること。

(2) 次に掲げる授業科目を履修し、単位を修得していること。

(ア) コミュニケーション英語上級Ⅰ

(イ) コミュニケーション英語上級Ⅱ

(ウ) 英語表現論

(エ) グローバル・リーダー論

(オ) 国際関係論

(カ) 国際インターンシップ または 長期海外インターンシップ

(3) TOEIC スコア 650 以上であること。

2 編入学生等の前項第2号の単位の認定については、修得したものとみなす。ただし、学科第3学年以前の入学等についてはこの限りではない。

(認定機関)

第5条 本プログラムに関する所掌は教務委員会とし、本規則に基づき、本プログラムの適切な運営に努めなければならない。

(事務)

第6条 本プログラムに関する事務は、学生課教務係で処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前学科入学生に係る、修業年限については、第2条の規定を満たしたものとみなす。

附 則

1 この規則は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 令和6年度学科入学生用の教育課程表以前については、コミュニケーション英語Ⅰ(学科第4学年)の単位修得でコミュニケーション英語上級Ⅰを、コミュニケーション英語Ⅱ(学科第5学年)の単位修得でコミュニケーション英語上級Ⅱを修得したものとみなす。